

ナチスドイツにおける伝統主義的連邦主義対

ラディカルなナシヨナリズム

——イデオロギーの混乱——

ハラルド・クラインシュミット

(佐々木りつ子 訳)

I はじめに

本稿はナチス時代に追求されたナシヨナリズムのラディカルな変形を検討する試みである。しかし、ナチス時代のナシヨナリズムに対するわれわれのアプローチは、通常とられている方法とは異なる。慣例的にナチス時代のナシヨナリズムは「ナチス親衛隊 (SS) 国家」のアナトミー、すなわち犯罪的独裁体制での行政と政治の腐敗した日常の仕事と巧みにレッテルを貼られているものと関連付けて研究されてきた。この体制に対するさまざまな種類の問いかけ

(一) Eugen Kogon, *Der SS Staat* (Munich: Kindler 1974).

(二) Karl Dietrich Bracher, *Die Auflösung der Weimarer Republik*, 2nd reprint (Düsseldorf: Droste 1984).

が投げかけられたが、もつとも頻繁になされた問いは、いかに体制が存在するにいたったか、日々の行政業務はどのようなものであったか、そのイデオロギーとは何であったのか、当時の程度それは受け入れられていたのか、体制に対する非武姿の抵抗はどのように定義され、また評価されるからである。ナチス時代とそれがその後のドイツの歴史に示唆するものへの理解、批判的な評価にとって、このような問いかけが必要かつ有益である点に断固として同意する。しかしながら、このような問いをナチス時代を覆い、広く受け入れられていた特定のナシヨナリズムと同じ文脈に位置づけることは妥当ではないように思われる。ナチス時代のドイツナシヨナリズムがおかれるべき文脈とは、ナチス時代以前、そしてそれ以後の歴史であり、すなわちナチス時代のナシヨナリズムは、邪悪なるものの、それがなければ道徳的に受け入れられたドイツの政治的姿勢の中への突然の襲来ではないのである。ゆえに、すでに確立された研究の結果を反すうするよりも、ナチス時代のナシヨナリズムを近代ドイツナシヨナリズムの歴史に離合させる連続性の概要を描き、ナチスドイツのナシヨナリズムは、一九世紀以後のナシヨナリズム的な思考、論議、政治的意

- (3) E. g. Roland Müller, *Stuttgart in der Zeit des Nationalsozialismus* (Stuttgart: Theiss 1988).
- (4) E. g. Eberhard Jäckel, *Hitlers Weltanschauung*, 4th ed. (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt 1991). Id., *Hitlers Herrschaft*, 3rd ed. (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt 1991).
- (5) Detlef J. K. Peukert, *Volksgenossen und Gemeinschaftsfremde. Anpassung, Ausmerze und Aufbegehren unter dem Nationalsozialismus* (Cologne: Bund Verlag 1982). Alf Lüdtke, ed., *Alltagsgeschichte* (Frankfurt, New York: Campus 1989).
- (6) Detlef J. K. Peukert, *Die Edelweisspiraten*, 3rd ed. (Cologne: Bund-Verlag 1988). Id., Frank Bajohr, *Spuren des Widerstands. Die Bergarbeiterbewegung im Dritten Reich und im Exil* (Munich: Beck 1987).

志決定のパターンを構成してきたラディカルな変形にすぎない点を議論する。また、ナチス時代のドイツナショナリズムとは、戦闘的かつ反連邦主義的、単一主義的国家の急先鋒であるイデオロギーが、ドイツに以前から存在していた地方のアイデンティティを擁護するために、連邦主義的要素を包含しなければならなかった苦境に出会った結果であった点を検討する。このような連邦主義の要素は、究極的には中世初期の「種族」にさかのぼる地方アイデンティティの長期間の歴史的進化への信念から生じるという意味において伝統主義的である。

本稿は三段階で進められる。第一に、ウイルヘルム時代とワイマル共和国時代における民族統一イデオロギーとしての反連邦主義の進展に関する先行研究を要約する。第二に、ワイマル共和国末期とナチス時代初期にドイツナショナリズムを民族国家を構築する単一のイデオロギーへと急進化させたプロセスを記述する。第三に、憲法を原則とする連邦主義の特徴を否定しても、それが長引けば長引くほど行政制度と知識人の代表にかかわりながら続いてきた伝統主義的な連邦主義に屈することになる、単一主義的ナショナリズムの苦境を分析する。

(7) この点はゲルハルト・リッターや一九五〇年代の他の弁明によって示される見解である Gerhard Ritter, *The Historical Foundations of the Rise of National Socialism*, in: *The Third Reich*, ed. International Council of Philosophy and Humanities Studies (London: Weidenfeld & Nicolson 1995), p. 413.

Cf. Harald Kleinschmidt, *The Politics of History* (Tsukuba: University of Tsukuba Special Research Project on the New International System 1994), note 7.

II 単一主義的民族国家の追求

生物学的な構想が連邦主義、機能主義、インターナシヨナリズムとしての国際

秩母の探求といったリベラルな理論の根底にあった点⁹が示されてきた。それらは、およそ一九〇〇年のヨーロッパに存在し、同じく強い生物学的な流れを持つ単一主義、ヘーゲルの国家主義（エタティズム）、帝国主義的「大國」の追求と競合した。しかし、おそらくとも第一次世界大戦開戦ともりにベラリズムを代表する前者は、ナシヨナリズムを代表する後者に敗れ去ることになった。¹⁰ 連邦主義は「ドイツ帝國」においてその実際の憲法が一九一四年までに単

(9) Cf. Ernst-Wolfgang Böckenförde, Gerhard Dohrn-van Rossum, [Art.] "Organ, Organismus, Organisation, politischer Körper" in Otto Brunner, Werner Conze, Reinhart Koselleck, ed., *Geschichtliche Grundbegriffe*, vol. 4 (Stuttgart: Klett-Cotta 1978), pp. 519-622. Helmut Coing, "Bemerkungen zur Verwendung des Organismusbegriffs in der Rechtswissenschaft des 19. Jahrhunderts in Deutschland", in: Gunter Mann, ed., *Biologismus im 19. Jahrhundert* (Stuttgart: Enke 1973), pp. 147, 157. Rudolf Ullmer, *Die Idee des Föderalismus im Jahrzehnt der deutschen Einigungskriege* (Lübeck, Hamburg: Mathiesen 1965) (Historische Studien. 393.) James Weinstein, *The Corporate Ideal in the Liberal State 1900-1918* (Boston: Beacon Press 1968).

(10) Harald Kleinschmidt, *Federalism, Functionalism and Quests for International Order* (Tsukuba: University of Tsukuba Special Research Project On the New International System 1995), pp. 30-33.

(11) 社会主義は国家に反対するものではないから除外した。以下を参照せよ。

Dieter Groh, *Negative Integration und revolutionärer Atomismus. Die Sozialdemokratie am Vorabend des I. Weltkrieges* (Frankfurt, Berlin, Vienna: Ullstein 1973).

一主義に変容する形で、劇的に失墜し、同様に民族の自治と「三国協調主義」は一九一四年までに「ハブスブルグ二重帝国」の中でやはり劇的に消滅していくことになった。ほかの場合も、第一次世界大戦を境に「緊密な連合」や連邦主義の要求は大英帝国の中で停止するか先送りにされた。あるいは南アフリカ連邦のように意図しない結果を引きずった¹¹⁾。機能主義とインターナショナルイズムに関していえば、第一次世界大戦は社会的正義の維持と国内の社会的厚生分配の方向への改革運動に終止符を打った。その一方で連邦主義を世界政府の原則に利用する企図は、ハーグ会議にもかかわらず軍事的競争に屈服していくことになった。代わって、「ナショナルリスト」アイデンナイナイを伝えるリベラルな機能主義の関心は、危機時の服従と黙認に対する国家主義的な要求の中に取り込まれていくことになった。国際的なしべルにおいて国際的な公共財、共通のゴールとしての社会的厚生承認の承認は軍事力の計算という仮借ない論理に屈していくことになった。

このような単一主義国家に反対するリベラルな選択は、さまざまな形の単一主義的民族国家を正当化するナショナル

(11) カナダとオーストラリアは大英帝国自治領の始め以来連邦主義的な組織を保持してきた顕著な例外である。 Cf.: Greg Craven, "Federal Constitutions and External Relations", in: Brian Hocking, ed., *Foreign Relations and Federal States* (London, New York: Leicester University Press 1993), pp. 9-26. Harald Klein Schmidt, "From Federation to Community and Beyond. 'Nation Building' versus Regional Integration in East Africa" in: Kokka to Chiiki tōgō ni kansuru sōgōteki kenkyū (Tsukuba: University of Tsukuba 1993), pp. 205-257. Karl Loewenstein, "Das Problem des Föderalismus in Grossbritannien", in: *Annalen des Deutschen Reichs für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft* 54/55 (1921/22), pp. 1-95.

リスト的な企図である同じ生物学的モデルの中に引きずり込まれ、それゆえに破綻したと考えられる。リベラリストはプライオリティーを決めるよう追い込まれ、ナシヨナリズムに屈するか（彼らは通常そのようにした）、社会主義に転向するか（彼らは通常それを忌避した）、二者択一の選択しか残されていなかった。ゆえに、単一主義国家に反対するリベラリストの選択の失敗はおもに通常考えられているようなナシヨナリストによる国家への服従に対する要求の理論的説得力というよりも、むしろそれ自身の概念の不一致によるものであった。しかし、二〇世紀初期のヨーロッパの政治的プラグムティズムに関して言えば、国家を主要で包括的な社会組織体と考える生物学的モデルの主流にある一貫性と単純さは、ナシヨナリズムに競争の刃を与えた。一九一四年八月に第一次世界大戦宣戦布告を行った後、性急に召集された「ドイツ帝国」帝国議会の前に、皇帝は「私はもはや政党を知らない。ただドイツ人を知のみである。」と叫んだ。そして「大戦」は始まった。¹²

戦争の開始とともに、好戦的な単一主義的なナトリックが公けの政治論議の中でラディカルなものとなっていくた。「一九一四年の思想」は統一と一貫性の要求に対する大衆の支持を反映し、いずれの宗派の教会でも知識人と同様に、¹³

(12) Fritz Fischer, *Griff nach der Weltmacht*, 3rd ed. (Düsseldorf: Droste 1967), pp. 46-85.

(13) Fritz Fischer, "Die Kirchen in Deutschland und die beiden Weltkriege", in: id., *Hitler war kein Betriebsunfall*, 3rd ed. (Munich: Beck 1993), pp. 186-197.

(14) E. G. Johann Plenge, *Der Krieg und die Volkswirtschaft*, 2nd ed. (Münster: Borgmeyer 1915). Max Scheler, *Der Genius des Keieges und der deutsche Krieg*, 8th ed. (Leipzig: Der Neue Geist Verlag 1917) Gerg Simmel, *Soziologie* (Leipzig: Duncker & Humblot 1908), pp. 310-328.

粗暴な雄弁さが「ドイツ民族」統一のための、必要ならばそれ以外のすべての者との戦いと、武器をとることに對する人々の間にすでに存在していた合意を加熱していった。¹⁵一九一五年以後、そのような戦闘に對する民衆の反応が衰えるとともに、プロバガンディストの声はいっそう厳しく、ラディカルなものとなつていった。司察は戦争は神の意思であり「ドイツ民族」は武器をもつて神の意志を遂行する選択を与えられ、神はこの選ばれた民族が戦争に負けることを許さないと主張した。¹⁶政府がそのような戦争のプロバガンダを支持した当然の結果として、次第にドイツ軍が敗戦をきつていった後に一九一八年から一九九年にかけて政治不安が続き、ドイツにおいては「民族」と国家との關係の新たな概念の模索が必要となつた。

「ドイツ民族」はいくつかの主権を持つ「州」の中に存在していたが、それは一八七一年以降「ドイツ帝国」の一つの屋根の下にきた。連邦主義はドイツ帝国の州は主権であつたし、今後もそうあるべきであるとする君主の主張から生じた独立主義と同一視された。このような王権「州」の独立主義を覆う、疑似的結合体としての統合された国家の理論的モデルは一八八九年にすでにその概要が描かれていた。当時ベルリンの法律家でベルリン経済大学の法学の

(15) E. g. Friedrich Meinecke, *Deutsche Kultur und Machtpolitik im englischen Urteil* (Berlin: Heymann 1915), pp. 9, 16-17, 26-27. Gustav Roehle, *Wir Deutschen und der Krieg* (Berlin: Heymann 1914), p. 5; Georg Simmel, *Deutschlands innere Wandlung* (Strassburg: Trubner 1914); reprinted in: Id., *Der Krieg und die geistigen Entscheidungen* (Munich: Duncker & Humblot 1917).

(16) Fischer (note 13), pp. 191-193.

教授であったヒューゴ・プロイス（一八六〇—一九二五年）はコーポラティズムの理論を上台とするドイツ国家の構築を勧めていた。¹⁷

一九世紀末の機能主義との合意に立ち、プロイスは法にかなうのはたった一つの「社会組織体」しかないと主張し、それは地方の権限の「結合体」であり、波の見解ではヒエラルキー型に配列されたものであった。プロイスはこのような権限は彼らのローカルな村落都市共同体から国家群の世界共同体にいたるまでの権力にしたがってランクづけられると考え、またプロイスは国家群世界共同体は彼の時代に構築されつつあると信じていた。プロイスは当時主流だった王権の概念を生存不可館なものとして論破したが、ドイツの中では「ドイツ帝国」と州が権限を拡張する権限¹⁸、すなわち国家としての自らの地位を変え、そしてその領土についての調整を行う能力を有する地域結合体として受け入れられるべきであると主張した。

プロイスの理論はドイツの国家および法哲学者が当時受け入れようとしていたあらゆるものに反対する立場であった。一方でプロイスは、国家の上にあれ下にあれ、あらゆる領土に根さず権限は「州」代表の決定に依拠すべきであ

(17) Hugo Preuss, *Gemeinde, Staat, Reich als Gebietskörperschaften* (Berlin: Springer 1889) [reprint Aalen: Scientia 1964].

(18) 権限を拡張する権限の概念は最初にアルバート・ヘーネルによって定義された。Albert Haenel, *Studien zum deutschen Staatsrechte*, vol. 1 (Leipzig: Haessel 1873). プロイスはヘーネルの概念、権限を拡張する権限が主権概念の定義に対し補助的なものであるという事実を評価しなかった。

ると主張するマックス・フォン・ザイデルのような「州」独立主義の理論家に追隨した。詳細には、プロイスは国家の下にある権力はある国家から他の国家に移動したり、あるいは自らの裁量で国家に換える権限を有するべきではないと議論した。しかし、彼は一八六六年にハノーバー、ヘッセン＝ナソー、フランクフルトがプロシヤ王国に併合されたケースで生じたように、そのような権力がもはや国家とみなされないよう必要上国家を他の国家の中に吸収することは、吸収された国家が権限を決定する権限を失うことであると認識していた。¹⁹他方、プロイスは国家連合においては各メンバー国が権限を決定する権限を保持しているがゆえに国家の地位を変えることなく国家が国家連合に加入することができると認めていた。彼の見解では、一八六七年の「ゴヒドイツ国家連合」と一八七一年の「ドイツ帝国」の形成はまさにそのケースであった。この後者の場合、それ自身国家を兼ね備えていた国家連合として存在した。しかし、フィリップ・ツォルンやオットー・マイヤーのような現代の法律家と異なり、プロイスは彼が観察したような「ドイツ帝国」がヒエラルキー型に配列された国家という二重性の特徴を有する事実が否定的な結果をもたらす点に特に明記しなかった。その代わり彼は連邦国家の存在が歴史的な発展を遂げる主体であることを当然のこととみなした。端的に言えば、プロイスは皮肉なことに「ドイツ帝国」の連邦国家主体に組み込まれさまさまに異なる政治的

(51) Preuss (note 17), pp. 33-35, 377-403.

(52) Preuss (note 17), pp. 403-406. Id., "Die Lehre Gierkes und das Problem der preussischen Verwaltungsreform, in: *Festschrift der Berliner Juristischen Fakultät für Otto Gierke zum Doktorjubiläum*, vol. 1 (Breslau: Marcus 1910), pp. 245-304.

意思の独立主義を受け入れた単一主義的ナショナリストであった²⁰。そのような独立主義の表向きの表明は、一八七〇年と一九一三年の民族法にのっとった「ドイツ帝国」内部の国家と「帝国」民族との共存であった²¹。プロイスはこのような複雑さを統合された結合的民族国家の理論を通じて緩和しようとした。彼の理論は連邦主義を通じ、「ドイツ帝国」のナショナリズムを君主をいたく「州」の独立主義に適応させるに役立ったが、それはワイマール共和国時代はほぼ無視された。

しかしながら第一次大戦後国王の退位とともに、新たに構築される国家が結合的民族国家を成すべきであるという要求に対するあからさまな抵抗は次第になくなっていった。プロイスは一九一九年のワイマール憲法草案を作成する責任者となった。「ドイツ帝国」内部のさまざまな主権州に確定されている独立主義的な政治的意思の多様性は、ドイツのあらゆる「結合体」の民主的正総性の原則という覆いの下にワイマール憲法に正式に記入された「民族統一」追求の方向を完全に妨害し敵対するものとみなされた²²。民族の多様性は保存され、「州」はその名を（Länderという形で）保持し帝国の下で小規模の領土に根さず権限を持ち続けたが、プロイスは新たに「ドイツ帝国」を構成するものは単一の民族国家であり、ドイツの国家としての地位を独占するものであるという点を確立すべくあらゆる努力を払った。ワイマール憲法によれば、そのような州はもはや主権を持たず、「ドイツ帝国」は連邦国家であることを

(20) Harald Klein Schmidt, *Migrationism and National Identification* (Ms 1995).

(21) *Weimar constitution* (text in: *Reichsgesetzblatt* 1919, pp. 1383 ff. Reed. In: Günter Dürig, *Walter Rudolf, Texte zur deutschen Verfassungsgeschichte* (Munich: Beck 1967), pp. 131-161), Preamble, Art. 1, 17 and 18.

宣言していなかった。もっとも、競争による立法のような、連邦組織のある原則は効力を保ちつづけてはいたが。そのような州は「民族のもっとも高い可能性のある経済的文化的成果」を推進する任務を持つ機能的な地域行政単位であった。領土を有することがこのような州の中心的な特徴であったがゆえに、自決権に従い、常に帝国政府のコントロールのもとにおかれ、それにのっとって「州」領土の境界線変更が行われうる規定を制定する際に、憲法は常にないほと明解であった。²³⁾ このような規定は、プロイスの定義によれば、「州」がその権限を決定する権限を失い、ゆえに憲法によって明確に競争による立法が許可されている範囲を除けば、帝国政府に匹敵することできない、従属し依存した権限である点を明らかにした。²⁴⁾ しかし、結合的国家構築の手段としての連邦主義はワイマール憲法でも言及され続け、その序文において「ドイツ民族」とは「その種族」を結ぶ結合的「社会組織体」であると記述されている。

憲法の条文に規定され、プロイスのコーボラティズムはワイマール共和国時代の憲法思想を支配する法的教義の基準となった。²⁵⁾ それはゲッティンゲンの法学教授であったルドルフ・スメントによって精緻化された。スメントは、国家は社会の自己統合の代理人たるべき点を意味する、国家統合理論として知られようになったものを議論した。かくして統合は統一を意味するようになった。プロイス同様、スメントは国家のさまざまな行政当局が村落、町、都市共

(23) Weimar constitution, Art. 18.

(24) Weimar constitution, Art. 9, 10, 11, 12, 13.

(25) Cf. Carl Schmitt, *Hugo Preuss, sein Staatsbegriff und seine Stellung in der deutschen Staatslehre* (Tübingen: Mohr 1930) (Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart. 72.)

同体から「州」(兼法における *Länder*)、帝国政府のレベルにいたる統合要素の下から上へのヒエラルキーを形成すると信じていた。²⁶ このような見解の結果、スメントはプロイスと同様、「州」が単に帝国の構成単位であり、「州」は「帝国」の維持、あるいは拡張に向けての経済的、文化的貢献に応じて評価されるべきであると主張した。このように当時の、そしてプロイスの議論に続く憲法思想の第一義的な仕事は、連邦主義的独立主義の伝統を統一された民族の「社会組織体」に統合することであった。

一八四九年以後、ワイマール憲法とそれを知らしめる法的教義が、一九世紀ドイツ帝国のあらゆる憲法に祭り上げられた連邦主義の伝統を弱め、²⁷ ワイマール憲法は完全に連邦主義を排除したわけではなかったが、「ドイツ民族精神のアイデンティティーへの道徳教育、良き市民意識、個人的職業的信頼性」を促進する目標を明示的に示す条文を含んでいたことに注目するのは重要である。²⁸ このようにワイマール憲法はプロイスのコーポラティズムの原型よりも強い単一主義的偏向を有しており、ゆえにナチスはこの憲法に猛烈に反対していたが、それはナチズムが台頭し支配する規範的枠組みを与えたのである。

(26) Rudolf Smend, *Verfassung und Verfassungslehre* (Munich: Duncker & Humblot 1928). Cf. Schmitt (note 25), pp. 22-33.

(27) *Verfassung des Deutschen Reiches*, vom 28. März 1849, Abschnitt I, II; *Verfassung des Deutschen Reichs*, vom 16. April 1871, Preamble: ed. Düring/Rudolph (note 22), pp. 51-90, 110-130.

(28) *Weimar constitution*, Art. 148.

Ⅲ ワイマール共和国後期及びナチス時代初期における戦闘的単一主義としてのラディカルなナシヨナリズム

ワイマール憲法の反連邦主義がワイマール共和国以後、ナチスの手でただラディカルなものになったという点は、以下の三つの範疇、憲法理論、立法手続き、ナチス政党および政府のプロパガンダにある証拠に見いだされる。

一、憲法理論

一九二〇年代においてすでにナチス憲法理論のより声高い唱道者の一人であったのが、オットー・ケルロイター（一八八三—一九七二年）であり、ハレ、イエナ、ミュンヘン大学の順にその教授であったが、後者に彼は一九三三年から退官した一九五二年まで奉職した。ケルロイターは国家統合の理論に強く反対の立場に立っていた。彼はスメントが「州」を「帝国」の構成単位とみなす点を誤りであると議論した。代わってケルロイターは「帝国」がまず最初にこななければならない、それに従属する行政単位のエラルキーは上から下へ向かわなければならない、なぜならば「帝国」は国家権力の唯一の源泉として認められるべきであるからであると述べた。このようにスメントの下方から上方へ向かう国家統合理論に対し、ケルロイターは「帝国」の「統合」に貢献できる大規模な「州」の存在だけが正当化されうると結論つけた。ケルロイターはこの基準は容易にプロシヤに適用できるが、シャウムブルグーリッペやハンザ都市のようなより小規模の「州」は統合統一という憲法の目標に逆効果でありうるとつけ加えた。端的に言えば、ケルロイターの立場は、ワイマール期の憲法理論の唱道者同様、ワイマール憲法の草案者が単一主義的民族国家に向かう動きの途中で立ち止まったものであった。

ケルロイターの国家統合理論の選択肢もまた「州」における代議制民主主義の容認に反対する議論を提供した。なぜならケルロイターは「州」議会は反帝国の政治感情をあらゆるさまなものとし、「州」政府を帝国政府に反対する行政を行わせる憲法的立場にあると述べていたからである。²⁰このようにケルロイターは冷酷に連邦主義を破壊的と攻撃した。彼は「帝国」内のすべての政府の制度は帝国政府の意思にしたがって整列されるべきであるとの逆の見解をとり、「州」は帝国政府によって設定される許容範囲の中でそれ自身の文化的伝統を保持することができるといった、非政治化されたたぐいの連邦主義だけを受け入れた。⁴⁰ワイマール憲法が議会代表制民主主義を明文化していたがゆえに、ケルロイターはその主要な敵となった。波はプロイスがプロシヤ州を滅ぼそうとした反ボルジアンリベラルであった点を攻撃した。彼はナチスがヒットラーのために要請していた、あらゆる政治的決定は総統の意思から流れるべきであるとし、³¹ナチスが一九三三年一月三〇日に政権を獲得した後、実行に移された「総統の原則」を公に擁護した。すでに一九三三年三月の終わりと四月のはじめにナチス帝国政府は、議会の「州」代表組織が立法権を失い、「州」政府がヒットラーの承認後帝国大統領によって指名される「帝国知事」のコントロール下におかれる二つの法を続け

(29) Otto Koellreuter, *Integrationslehre und Reichsreform* (Tubingen : Mohr 1929), pp. 12-15, 18 (Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart, 65.)

(30) Koellreuter (note 29), pp. 16, 25, 26. ケルロイターはワイマール共和国末期にプロシヤとバヴァリア政府がとった連邦主義的立場を分離主義的行爲と激しく攻撃した。(pp. 19-20.)

(31) Otto Koellreuter, *Die nationale Revolution und die Reichsreform* (Berlin : Heymann 1933), pp. 5-6, 8 (Das Recht der nationalen Revolution, 6.)

て通過させた。ケルロイターは急ぎ「州」は実質的に廃止され、あらゆる政治権力は帝国政府に属しはじめたと述べて新たな法を歓迎した。³² 彼は新たな行政ヒエラルキーにおけるナチス党の支配的な立場を、同党が新たな行政エリートの補充装置としての役を果たすべきであると議論し、また大衆が新たな反民主的、反連邦主義的、権威主義的単一主義的国家組織に賛同していると主張し、それを明確に正当化し最初の法は「州」の議会制民主主義を廃止し、二番目の法は一つの「州」について一つの「帝国知事」府を設け法を確立した。もつとも、いくつかの「州」がまとめて一つの「帝国知事」府の下におかれることもあった。プロシヤではヒットラーが帝国首相の職務とともに「帝国知事」の職務をとった。三番目の法は「州」政府の権限を帝国政府に再配分した。十一月二日の総選挙後、州議会は解散され、再選されなかった。³³ このような実質的な藤法の変更は一九三三年三月二四日のヒットラーの Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich [Ermächtigungsgesetz (授權法)] に続き、政府の法として制定された。(ed. Dürig/Rudolf, note 22, pp. 164-165). たゞ、要するに、ケルロイターの単一主義的ナチヨナリズムは、民主的正統性および自決権の原則を特徴とするワイマールのコーポラティスト的ナチヨナリズムに対する戦嵐的な反応であった。

ケルロイターはワイマール共和国時代には孤立した存在であったが、ナチス時代においては有力かつ能弁な支持者

(32) Koellreutter (note 31), pp. 10-11. [Erstes] Gesetz Zur Gleichschaltung der Länder mit dem Reich, vom 31. 3. 1933. Zweites Gesetz zur Gleichschaltung der Länder mit dem Reich [Reichstatthaltergesetz], vom 7. 4. 1933. Gesetz über den Neuaufbau des Reiches, vom 30. 1. 1934.

(33) Otto Koellreutter, *Der deutsche Führerstaat* (Tübingen: Mohr 1934), pp. 10, 16.

を見いだした。その一人がベルリンの法学教授、カール・シュミット（一八八八—一九八五年）であった。ケルロイターとは異なり、シュミットの法学のアプローチはテクニカルというよりも歴史学的なものであった。というのもシュミットは時代の出来事を法学の文脈でとらえようとしていたからである。たとえば、ヒューゴ・プロイスの法と国家の哲学に関する一九三〇年に刊行された短い論文の中で、シュミットはプロイスの概念「オーガニズム」は、シュミットによればあまりにも多くに適用できるとその曖昧さを批判した。しかし、同時にシュミットはスメントと同様プロイスの統合理論をドイツ民族の統一と「民族の民主主義」への貢献ととらえプロイスを賞賛した。明確に、彼はプロイスが社会主義者とならずにナシヨナリストであり、シュミット自身の企図とも読める、ナチスの思想家と一線を画する一九三〇年の声明をたてた。³⁴しかし、一九三三年にすでにシュミットは公けにナチスのイデオロギーを支持しはじめた。彼は、たとえば、ヒットラーの授権法を、ワイマール憲法原則の悪名高い侵害であったにもかかわらず、「ドイツ革命の予備的な憲法」と同一視した。³⁵ケルロイター同様、シュミットはワイマール共和国末期に向けての「州」の自治に対する連邦主義的要求の反鼓法主義的再燃と非難したものを激しく攻撃した。そして彼はナチスの「民族革命」を連邦主義に反対する適切な権威主義的、単一主義的反応であるとあからさまに擁護した。³⁶波はワイマール憲法が「州」政府による、帝国政府の意思に反する方向に向かう行為を禁止したと主張し、憲法が「州」自治は非政治的

(34) Schmitt (note 25), 10-12, 20-23.

(35) Carl Schmitt, *Das Reichstatthaltergesetz* (Berlin: Heymann 1933), p. 9 (*Das Recht der nationalen Revolution*).

3) 彼は「州」議会の立法権力の取り消しはワイマール憲法の違反である事実にはっきりと沈黙を守った。

な問題に限るものに限ると規定していると結論づけた。³⁷⁾ このような議論は、「帝国知事」に関する新たな法がワイマール憲法に完全に合致し、それゆえに中央集権的な装置ではなく、それはドイツの「州」を第一次世界大戦以前の連邦主義の独立主義的後遺症から解放したとされるがゆえに、よく理解された連邦主義の手段であるという彼の立場を支持するに十分であったと考えられる。このように、シュミットの見解では新たな法は「州」の立場を調整し、この点は一八七一年のビスマルク憲法の下で獲得されるべきであったが、当時君主制の伝統主義者の独立主義によって妨害されたとされた。続いて、シュミットはヒットラーがビスマルクの真の後継者であるだけでなく、「ドイツ帝国」の民族統一の真の創始者であると議論することができた。³⁸⁾ シュミットは予見的にも「帝国知事法に対するコメントを同法は「州」を持続させるが、その存在を継続して保障するものではないという言葉で締めくくった。そして再びヒットラーが唯一無二な形で「州」の独立主義的な伝統を吸収した「ドイツ帝国連邦主義」を生じることになった点を賞賛した。³⁹⁾

- (36) Schmitt (note 35), pp. 8-9. Id., "Reich-Staat-Bund", in: Id., *Positionen und Begriffe im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles* (Hamburg: Hanseatische Verlagsanstalt 1940), pp. 194-195. Cf. Koellreuter (note 29), pp. 22-24.
- (37) Schmitt (note 35), p. 11.
- (38) Schmitt (note 35), pp. 11-13.
- (39) Schmitt (note 36), pp. 196-197.

二 立法手続き

このような単一主義的ナショナリズムの理論的立場が実際の行政にもたらした結果は、一九三三年二月の「州」政府の廃止、一九三四年一月三〇日の「帝国再建法」に見られる。後者の法を土台に帝国政府は一九三四年二月五日に「州」の民族を廃止し、帝国民族を唯一のものと認める指令を発した。⁴⁰一九三四年一月三〇日の法律は正式に「州」を廃止したわけではなかったが、州の地位は総統の意思に従い帝国政府の直接の監視の下におかれる従属的な地域機関として定められた。同時に、地域行政、すなわちプロシヤの「レギールウングスブルシデンテン」や「ラントレーテ」、バアリアの「ラントレーテ」の長や他の「州」の地方行政当局の長は「州」の「帝国知事」を通じて「帝国政府」のコントロールを受けた。「州」の完全な再編が企図されたが、そのような計画は第二次世界大戦開戦後、挫折していくことになった。⁴¹

半公式的なプロパガンディストの声明の中で、「州」の国家としての権限の廃止と自治的権限の破壊は、「州」はワイマール共和国以前またその間ドイツ「民族」統一の敵であったという議論によって擁護された。民間の「文献研究

(40) "Verordnung über die deutsche Staatsangehörigkeit", reed. in: *Reichs- und Staatsangehörigkeitgesetz*, 2nd ed. (Munich: Beck 1960), pp. 23-24. Cf. note 45. しかし、一九三五年の九月、十月のニュルンベルグ人種法を通じて「帝国民権」は「ドイツ人の血」をくむ民族に限定するよう仕組まれた。「ドイツ人の血」が流れていない民族はあらゆる権利を否定された。

(41) Cf. *Meyers Lexikon*, 8th ed., vol. 7 (Leipzig: Bibliographisches Institut 1939), p. 176: 「（一九三九年には）現時点での州への帝国の行政区分は帝国改革の中で帝国の新たな行政区分に譲歩すべきか否かはまだ定められていなかった。」

所」によって刊行される汎用性ある一般的な百科事典である、マイヤーズ・レキシコンは一九三六年から一九四二年までナチス政党の統制の下にあったが、その第八版において「ドイツ帝国」を以下のように定義した。

「帝国とは神話上、歴史上、そしていまもお、生きた効力をもつ、第一にその血を通じてドイツ民族に賦与「される生活および支配の空間であり、第二にヨーロッパにおけるドイツ人の運命的な使命としての義務である。帝国を打ち立てる意思はゲルマン民族に本来備わっている創造力ある国家形成の力である。ライヒという言葉は翻訳することも、置き換えることもできない。それは唯一無二の純粋にゲルマン的、ドイツ的なものであり、ローマ人の帝国の考え方ともキリスト教の世界国家の思想とも根本的に異なる。総統と波の行動はともにあらゆる先行する障害や政党、国家、階級、身分、宗派間の対立を乗り越えドイツ民族を単一体に造り上げてきた。ドイツ人の一〇〇〇年以上の強大な統一された帝国への長きにわたる渴望は一九三四年一月三〇日の帝国再建法を通じて成し遂げられた。¹²

ヒットラーは千年もの間未完成であった仕事を神のように成し遂げたということにされ、民族国家だけを確立した

(12) *Meyers Lexikon*, 8th ed., vol. 1 (Leipzig: Bibliographisches Institut 1936), p. 1325; vol. 3 (1937), p. 914. (この作品は未完の形で残っている。以下のものを参照のこと) Hermann Heimpel, "Reich und Staat im Deutschen Mittelalter", in: *Archiv des öffentlichen Rechts* N. F. 27 (1936), pp. 257-283. Cf. Peter Moraw, Karl Othmar Freiherr von Aretin, Notker Hammerstein, Elisabeth Fehrenbach, [Art.] "Reich", in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, vol. 5 (Stuttgart: Klett-Cotta 1984), pp. 506-507.

(13) *Meyers Lexikon*, 8th ed., vol. 9 (Leipzig: Bibliographisches Institut 1942), p. 178, vol. 2 (Leipzig: Bibliographisches Institut 1937), p. 1276.

とみなされるビスマルクよりも格上げされた。「アドルフ・ヒットラーと民族社会主義を通じて、ドイツ民族とドイツ帝国の形成が行われた。帝国の後念は二三世紀まで存在していた重要性を取り戻した。帝国の核となるのは、ビスマルクが成し遂げた打ち消しがたい偉業、オーストリア、ズデーテン地方やその他の返還を通じて大ドイツに拡張されたドイツ民族国家である。」⁴⁷

その定義はパラドックスにさいなまれている。一方では、ナチスドイツによって確立された「ドイツ帝国」が「ライヒ」という言葉でよつてのみ表現され、訳することができない唯一無二の制度であるとの主張が明確に出されている。明言すれば、「ドイツ帝国」と中世および近代初期のローマ帝国との相違がはっきりと示された。他方、ヒットラーは中世ローマ帝国の復興を成し遂げ、長年の望みをかなえたとの評価がなされている。対照的にヒットラーは神話上の革新者として叙述されているが、同時に彼は中世初期以来変化なく存在し続けた純粹にドイツ的（すなわち、ローマ的でない）とされる何かを復興せしめた。最後に、その論述は「民族」を緊密かつヒエラルキー状に配列された行政当局と権力主体の「組織体」に凝固させる、何か神秘的な必要性があるという点を規定している。その一方でこのように明言された仮定は中世と近代ヨーロッパの歴史では無視されてきた点が認められている。

一九世紀はじめのロマン派思想に戻りはしたものの、具体的な制度的表示なしに「ドイツ民族」が太古から存在する神秘的な統一体であるとの仮定は、プロイスの憲法理論で取り上げられ、スメントの国家統合理論で練り上げられ、ワイマール憲法でイデオロギー的なバックグラウンドを形成した。その限りにおいて、ナチスのイデオロギーは慣例

(47) Ibid., vol. 9, p. 182.

的にナシヨナリスト的である。しかしながら、ナチスの行政担当者やプロパガンディストがドイツの政治思想のナシヨナリスト的な慣例を人種学上純粋なドイツ民族に単一主義的民族国家の市民権の遂行を限定することによって、ラディカルなものにした。ここに、一九三五年九月二十五日付けの「帝国市民法」によれば民族性は排外的、人種差別主義的な「純血」という用語で定義されることになった。

「ドイツ帝国はドイツ民族の国家である。ドイツ民族のみ、あるいはそれに関わる血だけが、ドイツ民族である意志を持ちドイツ民族とドイツ帝国に忠誠を尽くすことを通じ、その帝国の市民たりうる。帝国市民だけが政治的な権限を完全に有する者であり、帝国市民だけが投票権を持ち、公職につくことができる。対照的に、ドイツ人でもなく、またその血を受けていない者（特にユダヤ人）は、ドイツ帝国保護同盟のメンバーである限り、またそれに忠誠である限り、ドイツ民族であり続けることができる。そのような民族は政治的権限をもたない。」⁴⁵ 「民族」と「帝国市民」という法的概念の相違は、第一にユダヤ人、ジプシー、他の集団を政治参加から排除し、第二に彼らを差別の対象とし、第三に彼らの大虐殺を合法的なものとする目的ゆえに二次的に導入された。妙な話だが、当時の「ドイツ帝国」は民族国家である一方、その「民族」は何ら政治的権限を持っていなかったのである。

三 党プロパガンダ

党のプロパガンダは以上のような目標を公布し、その遂行のために人々を「教育する」役割を有していた。ワイマー

(45) Ibid., vol. 2, p. 1283.

ル共和国時代にすでにナチスの指導者の話題は、ドイツの政治的分裂と階級の差を克服するため行使されるべき方法に集中していた。すでに当時からゲッペルス同様ヒットラーは戦闘的なレトリックを用いた。¹⁶ 分裂や格差に反対する講話はナチスの独創によるものではなく、異なる形で流布していたナシヨナリスト的反民主的感情から根本的に逸脱した風になさわけでもなかった。¹⁷ しかし、ナチスは反ユダヤ主義的な語調がより戦闘的であり、彼らの反連邦主義はより明確であり、議会制民主主義的手続きに対する反対は即座に明らかにされていた。ナチスプロパガンダの目標、論拠、手段は一九三三年一月三〇日にヒットラーが帝国總統の座に就任しても変化することはなかった。

ナチス政府の初期の政党プロパガンダの情報は一九三三年に公刊されたヒットラーとナチス政府、その組織、ナチ

(16) Joseph Goebbels, *Speech delivered in 1926*, transl. by Zbynek A. B. Zeman, *Nazi Propaganda* (London, New York: Oxford University Press 1973), p. 181. Adolf Hitler, "Was ist Nationalsozialismus? Rede auf der NSDAP-Versammlung in Heidelberg, 6 August 1927, Id., *Reden, Schriften, Anordnungen*, vol. 2 (Munich, London, New York, Paris: Saur 1992), pp. 439-465.

(17) Eduard Spranger, *Völkerverband und Reichsgedanke* (Leipzig: Meiner 1919), reed. in: Id., *Gesammelte Schriften*, vol. 8 (Tübingen: Niemeyer 1970), pp. 141-155. Fritz Giese, *Girtekultur. Vergleiche zwischen amerikanischem und europäischem Rhythmus und Lebensgefühl* (Munich: Delphin-Verlag 1925), pp. 68, 82-83, 93. Cf. Hermann Glaser, *Spießers-Ideologie. Von der Zerstörung des deutschen Geistes im 19. und 20. Jahrhundert* (Freiburg: Rombach 1964), pp. 142-145, 158-160. Heinrich August Winkler, *Mittelstand, Demokratie und Nationalsozialismus* (Cologne, Berlin: Kiepenheuer & Witsch 1972), pp. 118-119, 121-122, 154-155.

ス政府の一九三三年までの歴史とその活動に関する写真集から入手することができる。その仕事はナチス党の宣伝部の担当となっていた。それはナチス政党が「ドイツ民族」「統一」を追求する「運動」であると記述するところから始まる。その「民族」は太古の時代から存在してきたが、混乱の中に社会的に引き裂かれ、政治的権限を奪われ、地理的に戦争しあう「国家」に分裂したとされた。ナチスの権力獲得はヒットラーを頂点とする集権指令構造の確立を通じて、長期間にわたる分裂に終止符を打つものと宣言された。その男はその生い立ちを『我が闘争』の中で描写されているように慣例通り神話化する形で紹介され、「ドイツ民族」「統一」のために闘う孤独な戦士のように描かれている。ヒットラーは「ただ彼自身の意思」でもって、暴力的な革命行為という手段を通じて、第一に「ドイツ帝国」を構築するための議会および行政制度のラディカルな変革によって「真の民族共同体」を、第二に拡張されたナチス政府と党のコントロールによって政党と他の政治集団の解散を、第三に新たな大規模な大衆組織によって階級の廃止をもたらした。

党のプロバガンダに用いられるレトリックは憲法の原則および国家組織に関する理論的な論文で展開される議論を反映している。例えば、「州」の非政治化を記述する党のプロバガンダは以下のようになっている。「総統の要求に基づき帝国大統領に指名される帝国知事は州の政治を統轄する。彼らは帝国政府以外の何者に対しても責任を負わないし、彼らが州政府を指名する。帝国自身が州にその行政閣僚を与え、もはや帝国共通の安軍以上にそれ自身に関心を持ち特定の利害を持つ州議会や連合は存在しない。」¹⁸

「民族統一」の追求もまたナチス政党自身を除くあらゆる政党の解散を正当化する役割をなした。「統一された祖国、統一された民族、そして一体となった民族にとって、いったいかなる政党が存在するのだろうか。民族が一体と

なり、一列となつて、一つの理念を探索し、共通の目的にともに行進するならば、あらゆる政党はたとえ何百とあろうと、まったく同じことを欲し、言い、そのために闘わなければならないのではないか。必要上そうでなければならぬし、ゆえに単一の政党以上のものが存在し続ける理由はない、なぜなら一つの意思しかないからである。このようにしてさほどの騒動もなく、あるいはほとんど騒音もたてず、以前からの政党はすべて姿を消した。彼らは単なる時代の表現にすぎなかつたのだが、彼らが栄えた時は過ぎ、その時代が終わつたがゆえに消えてゆくのである。」⁴⁹

「民族」の統一は象徴的なものでも、公的な組織に限定される問題でもなく、日常生活に奥深く浸透してきた。ナチスはすでに一九三三年に大衆の集会を組織化し、その参加者は行動の統一性をはつきりと目に見えるように実際に部隊となつて列を組み行進することを命令された。プロバガンダは党の組織力を発展させるためにあらゆる努力を払つた。例えば一九三三年のメーデーの祝日の記述は次のようになされている。

「何世紀もの間、メーデーは田舎に春の訪れを告げる象徴的な日であつた。そしていまや、歓喜と厳肅なムードと精神の日となつた。しかし、生命の芽生える希望に満ちた喜びの日を敵意の布告、戦闘の日、内戦の日に変えるよう要求した時がひとたび存在した。この日がおもにドイツ民族の分離の日であり、分裂の記憶の印象がドイツの上に広がつた何十年間が過ぎた。しかし、いま我が民族を打ちのめした深い悲しみの後に、集中の時が、内省の時が、そし

(48) *Deutschland erwacht*. Pictures: Heinrich Hoffmann; Text: Wilfrid Bade (Altona: Cigaretten-Bilderienst Altona, Bahrenstedt 1933), p. 92.

(49) *Deutschland erwacht* (note 48), p. 101.

てかくしてドイツ人が一体となる時が来た。」⁵⁰

ナチス是一九三三年のメーデーの祝日をナチス政党に対する抵抗を行う労働者階級の中心と考え、一九三三年の五月二日に抹消しようと計画していた労働組合に対する彼ら自身のストライキの準備として利用した。かくしてメーデーの祝日は労働組合の指導部ではなく、ナチス政党的指導部が大衆を結集し、ヒットラーの命令で彼らを一時的な集団行動に従わせることができる能力を誇示するための意識的な努力をもって執り行われた。

しかしそれは大衆組織化のプロパガンダのほんの一面にすぎない。他の面はナチス政党に対する大衆の、一見したところ自律的で懇願されない本意による支持を示そうとするものである。ナチスのプロパガンダは、以前の数十年間、数世紀とは異なる統一された集団行動が数ある大衆の発意から出てきたものであり、以前には決して経験されなかったという、造り上げられた主張と、固く列を組み行進するという象徴主義とを組み合わせた。このような目的が行使された一つのケースは、ヒットラーが帝国總統の座に就いた日に起きたデモである。「そのとき大衆は、誰に命じられることもなく全く自発的に、なんとなれば彼らは決して今までともに行進したことなどなかったのだが、自らに命じた。互いに全く見知らぬ男女が集まり、たいまつに火をつけ、叫び、歓喜の声を上げ、まったくこれまでにないような規模のデモの列に加わり、大衆はベルリンの中心部に押し寄せ、「ウンテル・デン・リンデン」通りを間断なく進み、ウィルヘルム・ストラッセを曲がり、彼らが政府庁舎に近づいてきた時光の海は合流した。」⁵¹

(32) *Deutschland erwacht* (note 48), pp. 97-98.

(33) *Deutschland erwacht* (note 48), p. 81.

いうまでもなく、そのデモは実際には綿密にナチス党によって組織化されたものであった。その代わりに、プロバガンダは「ドイツ民族」を構成する大衆が自らの意志でしかも自発的に、ナチス党が先頭に立つ統一と画一性への動きに参加しているという印象を伝えるために考案された。

メーデーのパレードや一九三三年一月三〇日のデモ行進よりもさらに重要な点は、一九三三年三月二二日に新たに選出された帝国議会開会記念日の際にナチス指き部が登場した式典であった。議会が開会される前にヒットラーは「民族社会主義革命とナチスがプロシヤのフリードリヒ二世の記憶に結びつける伝統、英雄的行為、偉大さ」とを離合させる目的で儀式的にポツダム要塞の教会で帝国大統領のヒンデンブルグに会見した。ヒットラーはヒンデンブルグに彼の政権は「ドイツ民族、身分、職業、以前の階級の真の共同体の建設」、「農民、ブルジョワ、労働者が一つのドイツ民族として台頭すること」に専心していると訴えた。³²

かくしてポツダムの日は、一八世紀プロシヤの君主制と第一次大戦前の軍事体制の繁権化の効果との連続性への、ヒンデンブルグが表現した「民族革命」の総統としての彼自身の離合にふさわしい機会となった。ヒットラーが究極的に連邦主義と民主的正統性破壊の成功者であったという点が認められるような、これ以上に洗練されたプロバガンダを認めることは困難である。後者に関する限り、ナチスはプロテスタントのブルジョワから広い合意を得ていたと長く認識されていた。³³ 前者に関しては、反連邦主義がナチス時代の中で深刻な困難に出会った点は軽視されてきた。

(25) *Deutschland erwacht* (note 48), pp. 88, 89.

IV 連邦主義の回帰—ナチスの種族崇拜—

その単一主義にもかかわらず、ナチスはワイマール共和国のすべてのナシヨナリスト同様に、ロマン派の遺産である「種族」の価値を立証した。ワイマール藤法の序文によれば、ドイツ民族はさまざまな「種族」から成り、ヒットラーは『我が闘争』の中に「種族」認知への嘆願を以下のように含めている。「バヴナリアの偉大さにとって、その重要性は卓越したものである君主は、決して頑固な反ドイツ的独立主義ではなく、あらゆるドイツ的な感情を支持し、芸術の友であった。それはすなわちルイー世（ルドヴィヒ一世）であった。彼は国家権力をおもにその政治権力の拡張ではなく、バヴァリアの文化的地位の拡大に捧げ、このようにして彼は他の方法ではできなかったような堅固な業績を成し遂げたのである……そしてこれは未来へのメッセージを含む。州の未来の意義はもはや国家や力による政治にあるのではない。私は種族の中か文化の領域の中にそれを見いだす。」⁵⁴

ヒットラーが明らかにした見解によれば、「種族」は静態的な民族の「特徴」であり、血縁関係、究極的には中世初期の起源にさかのぼる古代の伝統といわれるものへの信念をその渡とする。ヒットラーの感知するところでは、こ

(53) Jürgen W. Falter, *Hitlers Wähler* (Munich: Beck 1991), pp. 18–23, 368–369. Kurt Sontheimer, *Antidemokratisches Denken in der Weimarer Republik* (Munich: Nymphenburger Verlaganstalt 1962) [reed. (Munich: dtv 1992)]. Winkler (note 47).

(54) Adolf Hitler, *Mein Kampf*, 15th ed. (Munich: Eher 1932), p. 646. この節は、九二六年に完成された第二部に現れる。²⁸

のような密な伝統の群は個人を政治的集団に結びつけ、地域的なアイデンティティーを伝える。そして、それらは「種族」に時とともに安定を形成する「特徴」を授与した。しかし、等しく血縁と伝統に組み込まれたドイツ民族のある「特徴」も存在するという前提もなされていた。したがって、「種族」の安定はドイツ「民族」の安定の前提を妨げるものであった。なぜならば、ナチスのイデオロギーによれば、ドイツ「民族」のアイデンティナイーは分裂を許さず、「種族」と「民族」のアイデンティティーは互いに共存しないものだからである。せいぜいプロイスが示唆したように、人々はドイツの「民族統一」を「種族」を吸収や滅亡することなく結合することとらえた。しかし、ナチスはプロイスとワイマール憲法に代表される彼の思想の遺産に反対する方向をとっており、ゆえに「種族」は彼らのイデオロギー上問題となった。ナチスの単一主義は「州」の議会代表制との政治的闘争の、そして次第に「州」そのものに反対するイデオロギー的用具となるに十分であったが、それは「種族間」の「統一」を促進する目的にはなすすべもなかった。成し遂げられうる最善のことは、ヒットラーの妥協、すなわち「州」を非政治化し、「種族」を文化の「寶石」として承認することであった。⁵⁵しかし、このような承認は「種族」の異質さを彼らの静態的「特徴」と認めることを示唆し、文化的多様性を受け入れること、少なくともドイツのさまざまな種族の文化間の軌轢の潜在性を必要とした。ナチス党は、因習的に「種族」の居住地と考えられてきた領土と種族自身の組織的な分割地（ガウエ）とを関連づけることを選び、「種族」を強調しさえした。このようにして、そうでなければ単一主義と明言されるところのものに反対する連邦主義の要素が再び取り入れられることになった。

特にユダヤ人やジプシーの「異人種」に対し、人種差別が合法化され、法的行為を通じ制裁が加えられようとしたとき問題が浮上してきた。統一された「ドイツ民族」とされるものが人種的統一性を持たないことが明らかになったのである。「異人種」が差別され殺害されうる法的根拠がつくられなければならないとすれば、誰が「人種的に相当する」人物であるか、実可行的な定義の基準が必要とされた。この問題はニュルンベルグ人種法が成立するプロセスで起きた。次第に以下のような定義が受け入れられた。「人種的に相当する」のは、「ドイツ民族の血を定める人種が同じあるいは同様の混成の中に民族的特質を形成してきた民族のメンバーをいう。このような民族は本質的にヨーロッパ民族と、異なった血が加わらない、海外の彼らの子孫である。このような民族間に住む異人種、すなわちユダヤ人はまず排除される。」⁹⁶

このような規定が示唆する点は、ドイツのさまざまな「種族」の「人種的」差を認めざるを得ないが、「人種」は生物学的な特徴と考えられるため、永続的なものとみなされなければならないということである。したがって、ナチス時代の連邦主義は人種的生物学にその土台を獲得した。

ナチス時代の連邦主義と人種的生物学の相互作用は、人体測定学を専攻し、イエナ、ベルリン、フライブルグの大

- (95) Artur Güt, Herbert Linden, Franz Massfeller, *Blutschutz- und Gesundheitsgesetz* (Munich: Lehmann 1936), p. 202. Cf. Wilhelm Stuckart, Hans Globke *Kommentar zur deutschen Rassengesetzgebung*, vol. 1: *Reichsbürgergesetz vom 15. 9. 1935, Gesetz zum Schutze des deutschen Blutes und der deutschen Ehre vom 15. 9. 1935, Gesetz zum Schutze der Erbgesundheit des deutschen Volkes vom 18. 10. 1935* (Munich: Beck 1936).

学教授で、形質人類学者として特権的な立場にあったハンス・フリードリヒ・ギユンター (一八九一—一九六八年) の出版物に明示的に現れている。彼自身、経験主義的な研究者ではないのだが、ルドルフ・フィルヒョーヤフリーデリック・ギメル・パーソンの作品のような、過去の人類学研究から彼の情報を収集し、一九世紀と二〇世紀初期の研究を出所として波が見つけ出した毛髪や目の色などの問題と彼らの成果とを結びつけた。ギユンターは彼の人体測定学とその他メモを「さまざまなドイツの地の人種の分布」という以下の文にまとめた。

「北西ドイツは明らかに北方系に属する長身で聡明な人種がもつとも多く集中する地域である。ドイツ北西部は身長一七〇cm以上の志願兵がもつとも多く出る地域でもある。北西ドイツから東部、南部、南西部へ行くと、北方系人種の割合は着実に減少し、ヘルギーのワロン地方はすでに東方系人種が広がる地域となる。東方では、エルベザール川が交わるところで北方系人種の顕著な減少が見られる。南部ではマイン川の南で北方系の血は減少する。しかし、全般的にバルト海南の沿岸地帯を除くマイン川の南の地域、ドイツポーランド語の境界、おそらく東プロシヤも、そこはもはや北方系の血の集中性は見られないが多かれ少なかれ北方系の血の影響は強く受けている。

- (15) Rudolf Virchow, *Beitrage zur physischen Anthropologie der Deutschen mit besonderer Berücksichtigung der Priester* (Berlin: Dümmler 1876) (Abhandlungen der Königlichen Akademie der Wissenschaften zu Berlin. 1876, 2.)
- Frederick Gymer Parsons, "Anthropological Observations on German Prisoners of War", in: *Journal of the Royal Anthropological Institute of Great Britain and Ireland* 49 (1919), pp. 20-35.

- (16) Hans Friedrich Karl Günther, *Rassenkunde des deutschen Volkes* (Munich: Lehmann 1939), pp. 271-272 [first published 1922].

ギンクンターはドイツにおける「人種」の分布を当時の地理学的な用語で説明した。彼は居住民グループを時には定住者のグループといい、また時には移住民と述べた。もし彼がその記述を読者に信じてほしいと望むなら、ドイツ「民族」とは実際には「人種」の寄せ集めたという結論に読者が達することを妨げるのは困難である。したがって、ギンクンターのドイツにおける「人種」分布の記述は生物学的事実といわれるものからそのような多種類さが引き出されるドイツ「民族」の多様性をつけ加えるという副作用的な結果をともなった。

さらに、ギンクンターは彼の人体測定学の指標と地方の習慣の風説や二〇世紀のヨーロッパ言語の分布といった文化的な特徴とを混同していた。このような手法の結果は、バラティネット住民（いわゆる「ライン・フランコニア人」）に固有の習慣からの次のような引用からも見て取れるような、「民族的特徴」の奇妙なでつち上げであった。ギンクンターがその洞察の基礎にしていたのは、一九世紀の民俗歴史学者であり、社会改革派のウィルヘルム・ハインリッヒ・リールの研究であった。

「リールはこのライン・フランコニア人を激しやすく、軽薄、興奮しやすく、おしゃべりで好奇心が強く働がいと記述しており、これは西方の影舞をかなり明白に示している。もつとも、この影響が人種生物学的データ上さほど明らかでなく、またドイツ地方では純粹な西方人はまれであるが、東バルト的な東の血が混じり、ディナルの南東部ドイツ語圏のように、バラティネットは意図的な深刻な損傷をかなりの頻度を持って加えられた。同様に、「クロイツナッハの殺害者」（この地に多く起こる致命傷の争いのため）や「バラティネの密告者」（生き生きとした口数の多さのため）といった言い回しは西方の影響を指すものである。」³⁹

ギンクンターの結論では「人種」とは身体のサイズや毛髪、目の色といった肉体的な特徴、言語、習慣や慣習、犯罪

やばかげた表現にいたるすげでのものを対象としているようである。もし一つの要素をつきとめるのが困難となれば、それは容易に別の要素におきかえられた。ベルギーの「東方系」ワロン人に何か神秘的なものを見いだす一方、その東方近隣のバラティネートは強く「西方」の流れをくむとされている。そのようなでつち上げを深刻に受けとめるとすれば(無論、そんなことは不可能だが)、多くの移住が生じ、そうでなければ神聖な「ドイツ民族」の「純血種」をあやうくしたと結論せざるをえなくなる。ギンターはこの点をスイスについての記述で明らかにしている。

「ウンテルヴァルデンでは比較的高いパーセンテージで長身で金髪の人々が顕著である。なぜなら、シラーのウイリアム・テルに記録されているウンテルヴァルデンの移住伝説はスカンジナビアをこの種族の最初の家と名付けている。対照的にフィルヒョーの児童の調査は、スイスでは金髪の者が平均二五%にすぎないという結果を出した。」⁶⁰⁾

いうまでもなくギンターの発見は不適切な混合物である。なぜならば人類学データや明確でない言葉や一八世紀の戯曲の本、中世の伝説、一九世紀の伝承上の観察や慣習、毛髪や目の色の話から引き出した寄せ集めを、立証された議論に組み立てることは単に不可能だからである。しかし、問題はナチス時代を通じ、そのようながらくたが表面

(57) Günther (note 58), p. 280.

(59) Günther (note 58), p. 283. ウイリアム・テルについては、以下を参照した。Uriel Freudenberger, *Der Wilhelm Tell, Ein Dänisches Märchen* (1760).

フロイデンベルガーはウイリアム・テル伝説と12世紀のデンマークの史料編纂サクソ・グラマナイカスの作品に似たものがあると議論している。ソフィーはフロイデンベルガーの議論を受け入れた。

上、客観的な研究の結果として受け入れられていた点である。それはナチスのプロバガンダ・マシーンのメディアを通じて広められ、学校や大学で教えられた。それは生物学や人類学だけでなく、歴史や言語学におけるさまざまな手法の研究を日程にのせた。そしてそれはまた、生物学的に決定されているように、ドイツの「種族」の歴史的多様性を示す結果ともなった。このことはドイツにおけるイデオロギーとしての連邦主義の信奉者が「ドイツ帝国」の承認とともに「種族」や「州」を支持し、そうでなければ単一主義的ナチヨナリストのナチスイデオロギーの中に連邦主

(12) Cf. Johannes von Leers, "Denkschrift der Deutsch Japanischen Gesellschaft zur Frage der Anwendung der Rassengesetzgebung auf Abkömmlinge aus deutsch-japanischen Mischehen" (Ms., 25. 10. 1934), Bundesarchiv R 64 IV/31, fol. 26-31; ed. by Eberhard Friese, *Japaninstitut Berlin und Deutsch, Japanische Gesellschaft Berlin Berlin* 1980), pp. 39-46 (Berliner Beiträge zur sozial und wirtschaftswissenschaftlichen Japan Forschung, Occasional Papers, 9.)

(13) キュンターの議論浸透のよい証拠は、以下の博士論文に見いだすことが出来る Günter Herold, *Der Volksberggriff im Sprachschutz des Althochdeutschen und Altniederdeutschen*, Phil. Diss. (Münich 1940), esp. pp. 287, 288. (ロールドはキュンターや他の人種生物学を確定された事実の体系として受け入れている)

(14) 適切な調査が「ラッセ」の記事においてなされている "Rasse" in: *Meyers Lexikon*, 8th ed., vol. 9 (Leipzig: Bibliographisches Institut 1942), pp. 21-78. 48-56頁に、人種生物学の結果を適用する際に依拠すべきような研究方法が列挙されている。すなわち、心理学、経済学を含む政治学、歴史、文化、芸術、美学、文学、音楽、劇、舞踏、体育教育、言語、哲学、教育、宗教、自然科学である

義を統合しようと努力していた点を確証するものである。

連邦主義とラディカルなナショナリズムの統合が生じたという論拠は、一九世紀の別の作家であり、反ユダヤ主義のパンフレット作者であり、時にはビスマルクの統一主義の支持者であったコンスタンチン・フランツによって提供される。多作の書き手であったフランツはさまざまな政治問題について二〇冊以上の本を出版しており、その一冊が連邦主義に関するものであった。フランツは当時台頭しつつあった超大国ロシアと米国が結合した力を脅威と感じており、連邦主義をヨーロッパが団結できる核となるイデオロギーであると描いていた。フランツは「連邦主義なしにはヨーロッパは一つの危機から別の危機へと転落し、兵士は司祭や銀行家と獲得したもので口論するようになるだろう」と信じていた。²⁵

フランツによれば、「ドイツ帝国」は連邦主義的政治単位の原型であったし（彼はそれを国家と定義するのを拒ん

(25) Otto Höfler, "Das germanische Kontinuitätsproblem", in: *Historische Zeitschrift* 157 (1937), pp. 1-40 [reprinted as *separatum* (Hamburg: Hanseatische Verlagsanstalt 1937)]. Walter Schlesinger, *Die Entstehung der Landesherrschaft* (Dresden 1941 [reed Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1964, repr. 1983]), pp. 16, 25 (くフラーに対する批判的な但し書き)。同様の立場はカール・ゴントフリート・フーゲルマンの以下の出版物でも議論される。Karl Gottfried Hugelmann, *Nationalstaat und Nationalitätenstaat im deutschen Mittelalter* vol. 1 (Stuttgart: Kohlhammer 1955)。この作品の主要な部分はナチス時代に執筆された。

(26) Constanin Frantz, *Untersuchungen über das europäische Gleichgewicht* (1859) [repr. (Osnabrück: Biblio-Verlag] 1968, p. 362.

だ)、また正しくそうでなければならぬのであった。「ドイツ帝国」は連邦主義的憲法以外の何かでありえるし、そうでなければならぬがゆえに、全ヨーロッパを統一する連邦憲法を上位におくための卓越した代理人として行動することに選ばれた。フランツは「ドイツ帝国」の長は対外的な競争相手や敵からヨーロッパを救う救世者であるとした。⁶⁶ ナチスの思想家たちは「ドイツ帝国」が連邦憲法なしに存在すべきではないというフンツの主張に対して敵対的であつたが、彼らはドイツの指導者がヨーロッパを邪悪な敵から救う任務を謀せられているという点で彼を賞賛した。

「ヨーロッパは世界大戦間およびその後危険なまでに近づいた混沌の中に沈没していないという事実を、ただ民族社会主義ドイツおよびファシスト・イタリアに負っている。その両者はともにユダヤ人—自由主義者—マルクス主義者による破壊の毒に対する、真の民族社会秩序の防壁を打ち立て、このようにして全ヨーロッパの内的な復興の刺激と基礎を提供してきたのである。」⁶⁷

かくして、フランツはその作品がナチスがドイツで行っていることがヨーロッパ全体にとつてきであるという議論を支持する際に例証となる作家として便利であつたが、ナチスはドイツにもヨーロッパにも、連邦主義を憲法原則の

(66) Constantin Frantz, *Kritik aller Parteien* (Berlin: Weber 1862), p. 285. Id., *Der Föderalismus* (Mainz: Kirchheim 1879) [repr. (Aalen: Scientia 1962)] p. 23.

(67) Ewald Schaper, *Constantin Frantz, Versuch einer Darstellung Seines Systems des Föderalismus*, (Berlin: 1940), p. 57 (Neue deutsche Forschungen. Abteilung Neuere Geschichte. 7.)

導き手として受け入れようとはしなかった。換言すれば、連邦主義はナチスイデオロギーの障害となり続けたし、それはナチスの単一主義的ナシヨナリズムと敵対関係にあった。

要するにその内在的人種主義が、「民族国家」としての「ドイツ帝国」下部にある地域レベルの多様性を刺激するがゆえに、ナチス党によって唱道された単一主義は自己破壊的であった。このような急所の実際の結果は、第二次世界大戦後半につくられた戦争の災難とともに明らかにになった。このような災難の一連の結果は、帝国政府の下部行政制度に対する政治および行政コントロールの財政的な資力と権限の相対的な衰退であった。すなわち、戦争中の戦闘の敗退によって引き起こされる対外的な圧力の下で、連邦主義はその政治的意義を取り戻していつ。かくして、一九四二年からガソリン不足が国内経済に影ざしはじめ、一九四三年までには帝国政府の排他的な監視の下でもはや食糧、石炭、薪は正規に流通していなかった。このような困難に対応し、地域の行政当局は帝国政府の監視に結びつけられている足枷を揺るめようとし、地域および「州」レベルでの地方行政の自治権の強化を提言した。彼らの議論は、まず第一に地域レベルでは帝国政府と地方自治政府の制度によってコントロールされる多頭政治の権力が存在した。第二に、さまざまな行政当局間の競争は今までいずれかのタイプの当局に割り当てられていた権限の離合あるいは明確な分権によって回避できる、第三に提言された行政実務の単純化は費用を削減し人員を戦線に送るために必要であるという点にあった。

(2) *Meldungen aus dem Reich 1938-1945. Die geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienstes der SS*, ed. Heinz Boberach (Herrsching: Pawlak 1984), vol. 15, pp. 5934-5936 (report of 25. 10. 1943).

顯著にも、この提言は可能ならばいつでも地方自治政府の制度は帝國政府にコントロールされる当局よりも優位に立つべきであるとの勧告で締めくくられている。この勧告を支持するための以下のような理由があげられた。第一に地方自治政府の制度は帝國政府のコントロールの下にあるその競争相手よりも通常大規模である。第二に帝國政府はすでに地方自治政府制度にいくつからの任務を割り当てている。第三に地方自治政府の公務員は、緊急の決定が要求されるときは常に自主的かつ迅速に決定を下すリスクを負っており、またその資質があるが、帝國政府のコントロール下にある競争相手は上からの命令以外の行動をするのに慣れていない。このような理由が、単一主義イデオロギーの表面下で、行政組織の連提言は政府の市民行政メンバーによつて草案が練られ、この特定の領域にのみ関するものであった。よつて同提案ははるかに強い資金消費競争が一方で政府市行政当局に他方で軍や党行政に存在したという事実は何ら言及するものではなかった。邦主義的原则が幅広い応用性を發揮し、行政上の許可を得るところとなった。スターリンググラードにおけるドイツ敗戦の数週間以内になされたこの提言は秘密裡にされており、公的に実効されていた兆候はない。しかし、実際に第二次世界大戦の最後の数年間にそれに代わるものはほとんどなかった。それゆえに、日々の行政実務においてはナチスの多額政治はその設置後一〇年間の間実態として崩れていた。ナチス時代の初期に発案された壮大な計画の代わりに、地域レベルでは明らかに非公式ではあるが、連邦主義的な伝統が行政実務を刺激し、第二次世界大戦の間ドイツの侵略が一般的な混沌を引き起こしていくにつれ、強められていったのである。

(3) Ibid, vol. 12, pp. 4812-4816.

V 結 論

ナチス時代には、地方自治権力主体としての「州」復興のいかなる機会も残されていなかったと認められている。しかし、ナチス「民族革命」によって公言されたこの目標にもかかわらず、それは連邦主義をドイツ憲法原則のさき手として破壊あるいは抹消することに成功しなかったといった方が機難であろう。代わって、ナチスによって唱道され一時的に制度化されたラディカルな単一主義的ナシヨナリズムが、そのような制度があったとすれば、その上に打ち立てられた経済的政治的基盤そのものを破壊したが故に、単一民族国家の制度およびそのプロバガンデイストの信用を損なった。第二次世界大戦終戦直後に、ナチス期以前の「州」は復活した。一九四六年一月二日に「自由州バヴァリア」憲法は効力を持ち、その序文においてその州の王権について「千年以上もの間の伝統を誇りとするバヴナリア民族として」のそれと言及されている。⁷⁰

それゆえに、ドイツでは連邦主義がラディカルで単一主義的なナシヨナリズムに対する有効かつ力強い制御となっていただけでなく、何よりもまず後者のもっとも忠実な唱道者でさえ不本意にも前者を育ててきたと主張することができる。

(70) Verfassung des Freistaats Bayern, preamble.